◇帯広市子育で応援事業所促進奨励金【概要】

育児休業を取得した労働者を雇用する事業主に奨励金を支給し、市内事業所における 育児休業制度の普及と子育てしやすい環境整備をすすめようとするものです。

(1)対象者資格要件

子の出生後、勤務を要しない日を除いて連続10日以上(母親にあっては労働基準法に定める産後休暇期間を除く。)育児休業を取得し、育児休業期間の終了後職場復帰し、以降1か月以上継続して雇用される者で以下のいずれにも該当する者。

- ①雇用保険の被保険者。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。
- ②育児休業取得前及び取得後において、市内に所在する事業所に勤務する者、又は市内の事業所に 雇用されている帯広市民。
- ③帯広市暴力団排除条例第2条2号に規定する暴力団員ではないこと。

(2)事業所の要件

- ①子育て応援事業所登録事業所であること
- ②本市内の事業所であって雇用保険適用事業所であること
- ③労働関係帳簿を整理しており、かつ市税の滞納がないもの

(3)奨励金の交付及び額

- ①奨励金は、対象事業所に対して交付します。(同一法人に複数の対象事業所がある場合には 当該法人とする。以下、「交付対象事業所」という。)
- ②奨励金の額は、要件を満たした育児休業取得者一人につき、150,000円の定額とします。 ただし、一年度内において、一交付対象事業所当たり対象者5人分まで(うち女性は3人まで)とし、 かつ予算の範囲内とします。
- ③同一の交付対象事業所において同一の子に対し複数回、育児休業が取得された場合は、 いずれか1回のみの交付とします。

(4)その他

本奨励金は厚生労働省の助成事業、「出生時両立支援助成金」と併用することができます。 ※出生時両立支援助成金につきましては厚生労働省HPをご参照下さい。